第３号様式（第１３条関係）

　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　唐　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　唐津市長　　　　　　　　　　印

唐津市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所指定申請却下通知書

年　月　日付けで申請のあった介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所に係る指定については、介護保険法第１１５条の４５の５第２項の規定により、指定することができませんので通知します。

理由

　教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、唐津市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に限り、唐津市を被告として（訴訟において市を代表する者は唐津市長となります。）提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。